

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）					
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法		
職員採用 I種試験	一般行政	[略]	方 法 A	[略] 専門試験（記述式） 人物試験（個別面接、集団討論、適性検査） [略]	職員採用 I種試験	一般行政	[略]	方 法 A	[略] 専門試験（記述式） <u>論文試験</u> 人物試験（個別面接、集団討論、適性検査） [略]
			[略]	[略]				[略]	
[略]				[略]					
[略]				[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。